

4. 発明者の認定と出願人

■ 考え方

特許法では、発明者または特許を受ける権利を承継した者だけが特許出願をできることが定められています。従って、他機関との共同研究等によって全体の研究遂行の過程では協力関係（研究資金の支援等）が存在する場合であっても、あくまで具体個別の発明についての発明者の認定を基に、出願人となる機関を考えることを原則とします。また、共同出願における出願人の持分についても、同様の考え方に従い、原則として共同発明の発明者間の持分に基づいて決定することになります。

■ 東京大学単独発明の場合

例えば、東京大学（研究担当者：A教授）と企業B（B研究者）が共同研究をし、A教授が単独で発明をし、東京大学が発明を承継したとします。

この場合、

発明者：A教授

特許を受ける権利を承継した者：東京大学

であり、企業Bには発明者がいませんので、そのままでは企業Bは特許を受ける権利を有さず出願人となることはできません。

企業Bが出願人となるためには、別途の契約を結び、東京大学が有する特許を受ける権利の一部又は全部を企業Bが譲渡を受けること等の手続きが必要となります。

■ 共同発明の場合

また、A教授とB研究者が共同で発明をし、それぞれの機関が承継した場合、

発明者：A教授、B研究者

特許を受ける権利を承継した者：東京大学、企業B

となり、東京大学と企業Bの共同出願となります。

この際、東京大学と企業Bの持分は、それぞれの機関が承継するA教授とB研究者の発明における持分（寄与度）と一致することとなります。

出願の際の持分が発明の際の持分と異なるのであれば、上記単独発明の場合と同様に、別途の契約を結び、特許を受ける権利の譲渡を行うことが必要となります。

■共同発明者とは

共同発明者とは、2人以上の者が単なる協力でなく、実質的に協力し、発明を成立させた者をいうとされています。

この共同発明者には、例えば以下のように、実質的に発明の成立に関与しない者は含まれないものと解されます。

- A 単なる管理者・・・・・・・・・・部下の研究者に対して一般的管理をした者（具体的着想を示さずに単に通常のテーマを与えた者、又は発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者）
- B 単なる補助者・・・・・・・・・・研究者の指示に従い、単にデータをまとめ又は実験を行った者
- C 単なる後援者、委託者・・・発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者

特に、企業の方から単に資金を提供していただく、又は設備利用の便宜を図っていただいた場合で、企業の方が研究を分担して行っていないような場合は、Cに該当する可能性が高いと思われます。この場合、企業の方は原則として共同発明者とは認められないこととなりますので、研究成果については、東京大学単独発明として扱うべきものとなります。